

国家公務員倫理教本

マンガで学ぶ！公務員倫理収録

国家公務員倫理審査会



公式マスコット リンりん

3つの基本的心構え



- 倫理保持のルールを守り、誇りと使命感を持って仕事をしましょう。
- 自分のとらえている行動が、国民から見て、公正な職務の執行の観点から疑惑や不信を招かないか、常に意識し、**倫理行動規準**（→裏表紙）に照らして行動しましょう。
- 公務に対する国民の信頼を確保するためには、国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程（政令）を守っているだけでは十分ではありません。国民の期待に応えていこうという、より高いレベルの倫理意識を持って仕事をしましょう。

倫理法は、続発した国家公務員の不祥事を受けて制定されました。私たちはこの制定経緯を忘れず、常に危機感を持って、上記の基本的心構えを胸に行動する必要があります。

目次

◎ 3つの基本的心構え	1
◎ 部下をもつ職員に求められる役割	2
◎ 管理職の職員の禁止行為	2
◎ 公務員倫理法制の適用対象	3
◎ 倫理保持のためのルール	3
◎ 利害関係者とは	4
◎ 利害関係者との間における規制	6
◎ 利害関係者との間における禁止行為の例外	9
◎ 利害関係者でない者等との間における禁止行為	9
◎ 監修料等に関する規制	10
◎ 倫理保持を阻害する行為等の禁止	10
◎ よくある御質問	11
◎ 1万円を超える飲食の届出	12
◎ 講演等に承認が必要な場合	12
◎ 贈与等の報告	13
◎ 株取引等及び所得等の報告	13
◎ 倫理法令違反が疑われる行為の通報	14
◎ 違反行為に関する懲戒基準	15
◎ マンガで学ぶ！公務員倫理	17
◎ 国家公務員倫理法	47
◎ 国家公務員倫理規程	54

部下をもつ職員に求められる役割

一人の国家公務員として倫理法令を遵守することはもちろんですが、組織や部門の長として部下職員が倫理法等違反行為をしないよう部下や組織・業務をマネジメントする必要があります。

3つの役割

部下をマネジメントする

- 定期的な倫理研修の受講機会の付与や注意喚起
- 部下職員の言動への配慮

組織・業務をマネジメントする

- 抵抗なく同僚の問題についても相談できる職場環境作り
(誤解であった場合、同僚に迷惑がかかると相談を躊躇する職員がいることに留意)
- 不正を未然に防止する業務処理体制の整備

危機管理能力を高める

- 自身の組織でも起こりうるものと認識する
- 問題が深刻化する前に早期発見・早期対応

おかしいと思うことがあれば・・・

倫理法等違反が疑われる行為を認知した場合、一人で判断するのではなく、以下のとおり適切に対応することが重要です。

速やかに担当部局へ相談・通報
各省庁の人事課・秘書課等



調査に積極的に協力し、事実関係を明らかに

思い込みで動かないよう、公正・公平な目で判断しましょう。

何より、**「おかしいと思えば早期に対処する」という姿勢を内外に示すことが重要です。**



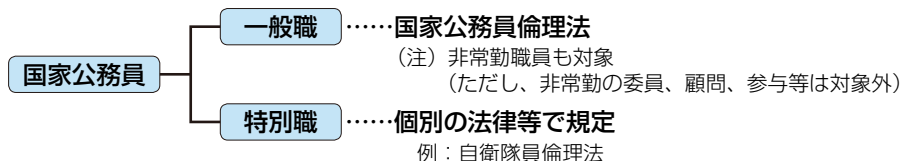
違反する行為があった場合、再発防止策を徹底する必要があります。
違反行為でなかった場合でも、相談・通報者の姿勢を評価し、職場の雰囲気が悪化しないよう配慮することが求められます。

管理職の職員の禁止行為

管理職の職員は、部下職員に、倫理法等に違反しているのではないかと疑われる事実がある場合に、それを黙認してはならない（倫理規程第7条第3項）

公務員倫理法制の適用対象

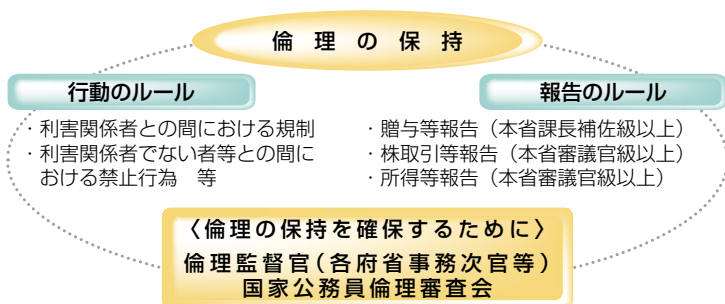
倫理法の適用対象職員は、一般職の国家公務員です。



倫理保持のためのルール

倫理法・倫理規程は、倫理保持のためのルールを定めています。

☆ 職務の相手方（民間企業等・地方公共団体）には、倫理法等と異なるルールを定めているところもありますが、相手方のルールの内容にかかわらず、国家公務員は倫理法等のルールを守らなければなりません。



倫理監督官について

倫理法に基づいて、各府省及び各行政執行法人に、倫理監督官が置かれています。倫理監督官（各府省では事務次官、各行政執行法人では理事長など）は、職員に対し必要な指導、助言を行い、倫理保持のための体制整備を行います。

国家公務員倫理審査会について

国家公務員倫理審査会は、倫理法に基づいて人事院に設置されています。倫理審査会は会長及び委員4名の計5名で構成され、その下に事務局が置かれています。

倫理審査会では、倫理の保持に関する事項についての企画、各種報告書の審査、倫理法令違反の疑いがある場合の調査・懲戒処分の承認に関する業務などを行っています。



利害関係者とは（倫理規程第2条）

利害関係者とは、あなたが職務として携わる事務の相手方のうち、以下に該当する者をいいます。（倫理規程第2条第1項各号）

- ① 許認可等を受けて事業を行っている事業者等、許認可等の申請をしている事業者等又は個人、許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人（同項第1号）
- ② 補助金等の交付の対象となっている事業者等又は個人、交付の申請をしている事業者等又は個人、交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人（同項第2号）
- ③ 立入検査、監査又は監察を受ける事業者等又は個人（同項第3号）
- ④ 不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は個人（同項第4号）
- ⑤ 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人（同項第5号）
- ⑥ 事業の発達、改善及び調整に関する事務の対象となる事業を行っている事業者等（同項第6号）
- ⑦ 契約を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等（同項第7号）
- ⑧ 予算、級別定数、定員の査定を受ける国の機関（同項第8号～第10号）

※ 「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合）のことをいいます。（倫理法第2条第5項）

※ 利害関係者が事業者等である場合、その事業者等の利益のためにあなたと接触しているとみられる役員、従業員などは利害関係者とみなされます。（同条第6項）

※ ⑥はいわゆる所管行政の事業者等が該当します。

☆ 企業に限らず、国や地方公共団体、場合によっては政治家も事業者等に該当します。

☆ 同一省庁内の職員同士（企業や他府省の身分を併有する場合を除く。）は利害関係者にはならないものとして取り扱っています。

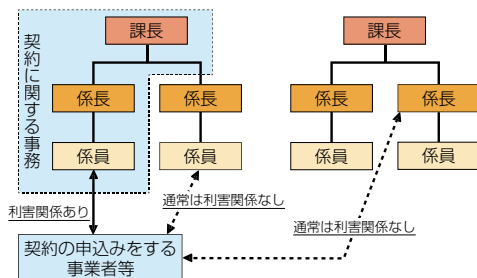
◎ 外国政府や国際機関の職員、さらに、利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各府省が訓令（行政執行法人の場合は規則）で定めた者は、利害関係者から除かれます。

⇒自分の所属組織の利害関係者に関する訓令等を確認しましょう。

留意点①

利害関係者の範囲は、「職員が職務として携わる事務」の内容に応じて定められています。例えば、課長であれば課全体の所掌事務について、係長であれば係全体の所掌事務について、利害関係が生じます。

(例) 契約の場合



※ **事務次官・官房長などの幹部職員**について、契約の締結権限等が下位に委任され、その内容について実質的に関与していない場合であっても、行政組織上、職務権限を有している以上、契約相手等は利害関係者となるため、特に注意が必要です。

留意点②

異動前の官職の利害関係者が、あなたの異動後も引き続きその官職にとしての利害関係者である場合は、異動後3年間はあなたの利害関係者となります。



留意点③

他の職員の利害関係者が、あなたにその職員への官職に基づく影響力を行使させることによって自己の利益を図るためにあなたと接触していることが明らかな場合は、その職員の利害関係者もあなたの利害関係者となります。

利害関係者との間における規制 (倫理規程第3条第1項、第2項)



① 金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない。

利害関係者から金銭や物品などを受け取ることは、せん別や祝儀などの名目、金額の多寡にかかわらず、禁止されています。



広く一般に配布される宣伝用物品や記念品
※特定の者のみが参加する会場などで配布されるだけでは「広く一般に配布される」とは言い難い点に注意

☆ 次のようなものについては禁止行為に該当しないと解しています。

- 結婚披露宴の際、配偶者や父母との関係に基づき出席した者（あなたにとっては利害関係者）から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ること
- 父の葬儀を執り行う際、亡くなった父との関係に基づいて利害関係者が持参した、通常の社交儀礼の範囲内の香典を受け取ること



② 金銭の貸付けを受けてはならない。

利害関係者から金銭の貸付けを受けることは、少額の場合や短期間で返済する場合、通常一般の利息を払う場合であっても禁止されています。



金融機関などが利害関係者に該当する場合に、一顧客として貸付けを受けること



③ 無償で物品又は不動産の貸付けを受けてはならない。



職務として利害関係者を訪問した際に、その利害関係者から提供される物品（文房具など）を使用すること



- ④ 無償でサービスの提供(車による送迎など)を受けてはならない。



職務として利害関係者を訪問した際に、周辺の交通事情等からみて相当と認められる範囲でその利害関係者から提供される自動車（利害関係者が日常的に利用しているもの）を利用すること



- ⑤ 酒食等のもてなしを受けてはならない。

酒食のほか、観劇やスポーツ観戦などによるもてなしも含みます。飲食代等の一部を負担してもらうことも含みます。



職務として出席した会議等における茶菓や弁当などの簡素な飲食物（立入検査や視察などの会議以外の場合は茶菓に限る）

☆ 倫理監督官の承認を得て講演を行う際、講演の前後に簡素な飲食物の提供を受けることについても、禁止行為に該当しないと解しています。



多数の者(20名程度以上)が出席する立食パーティーにおける飲食物

☆ 着席形式であっても座席が指定されておらず、人数もかなり多いような場合は、立食パーティーに準ずるものと解される場合があります。

要 注 意

- ◎ 割り勘であれば利害関係者との飲食は認められます。但し、自己の負担額が十分ではなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担した場合には、利害関係者からその差額分の供応接待を受けたこととなり、禁止行為に該当します。

（割り勘については、自己の飲食費用が1,000円を超える場合には1,000円未満の端数切捨てが、1,000円に満たない場合は100円未満の端数切捨てが許容されますが、特定の相手方に繰り返し端数を負担させるなど国民の疑惑や不信を招かないよう、社会通念上相当と認められる程度の常識の範囲内で対応してください。）

- ◎ 利害関係者と飲食する際には、事前に倫理規程のルールを伝えることや飲食した後自己の費用を正しく負担しているかを領収書等で確認することなどを心掛けてください。





⑥ 未公開株式を譲り受けてはならない。

未公開株式の譲受けは、有償、無償を問わず禁止されています。



⑦ 共に麻雀等の遊技・ゴルフ・旅行をしてはならない。



これらの行為は自分の費用を負担する場合でもできません。



公務のために必要な範囲で共に旅行すること

☆ 次のような場合は禁止行為に該当せず、利害関係者と共に行うことができますと解しています。

- 30人程度以上の大規模で、利害関係者の参加が想定できないゴルフコンペに参加したところ、結果として利害関係者と一緒になってしまった場合



利害関係者ではない仲間、友人等とゴルフをすることは禁止されておりません。



⑧ 利害関係者に要求して、第三者に対して前記（①～⑦）のような行為をさせてはならない。

例えば、利害関係者に要求して、自分の家族に贈り物を届けさせたり、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることは、禁止行為に当たります。

※ 広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティーにおける飲食物や記念品を提供させることもできません。

☆ 大規模災害の発生に際して、行政機関から所管団体に要請し、自治体に対して救援物資を提供してもらうというような公務として行われる行為については、禁止行為に該当しないと解しています。

利害関係者との間における禁止行為の例外 (倫理規程第4条)

学生時代からの友人など、私的な関係がある場合で、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等から見て国民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、前記(①～⑦)の行為をすることができます。

※ 利害関係者に要求して第三者に前記(①～⑦)の行為をさせることは、私的な関係があってもできません。

なお、私的な関係とは、職員としての身分にかかわらない関係をいいます。したがって、職場での上司や同僚との関係、職務上のカウンターパートとの関係、職場のOBとの関係などは私的な関係に当たりません。

利害関係者でない者等との間における禁止行為 (倫理規程第5条)

相手が利害関係者でなくても、以下のような行為は許されません。



社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や物品の贈与などを受けること

利益供与の原因・理由に相当性があるか、対象者の範囲（国家公務員のみか）、利益供与の額（高額過ぎないか）、利益供与の頻度（繰り返し受けるものか）、相手との関係性（利害関係者に近い存在か）等の観点から総合的に勘案して社会通念上相当と認められる程度を超えるものと判断される場合には、禁止行為に当たります。



飲食物の料金などを、その場に居合わせなかった者（利害関係者であるかどうかにかかわらず）に支払わせること



監修料等に関する規制 (倫理規程第6条)



特定の書籍等の監修料等を受けてはならない。

特定の書籍等について、監修料等を受け取ることは、国民の疑惑や不信を招くおそれがあるため禁止されています。

特定の書籍等とは

- ◎ 国の補助金等、国が直接支出する費用等で作成される書籍等
 - ・各府省の職員は、国の機関又は自分が属する省グループの行政執行法人が支出する費用等で作成される書籍等
 - ・行政執行法人の職員は、自分が属する省グループ内の機関が支出する費用等で作成される書籍等
- ◎ 国が作成数の過半数を買い入れる書籍等
 - ・自分が属する省グループ内の機関が、単独か合計で過半数を買い入れる書籍等

※ 「書籍等」とは、書籍、雑誌等の印刷物のほか、CD、DVD等も含まれます。

※ 「監修料等」とは、監修又は編さんに対する報酬をいいます。

※ 「省グループ」とは、国の機関（外局を含む）及び当該国の機関が所管する行政執行法人により構成されたグループをいいます。

倫理保持を阻害する行為等の禁止 (倫理規程第7条)



他の職員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受したりしてはならない。

※ 「知りながら」とは、周囲の状況から通常の注意力、判断力をもってすれば知り得る状況にあることをいいます。



- ◎ 任命権者、倫理監督官、上司に対して、自分や他の職員が倫理法等に違反する行為を行った疑いがあると思われる事実について、虚偽の報告をしたり、隠ぺいしたりしてはならない。
- ◎ 管理職の立場にある職員は、部下に、倫理法等に違反する行為を行った疑いがある場合には、黙認してはならない。

よくある御質問

Q 利害関係者を職務として訪問することになりましたが、どのような点に注意すればよいのでしょうか。

A 倫理規程で定められているルールを遵守して行動するようにしてください。

具体的には、例えば利害関係者から車で送迎を受けることは原則認められていないため、事前に交通手段を確認することが必要です(公共交通機関の少ない地域への出張など、例外的に認められる場合もありますので、車で送迎を受ける必要がある場合には、倫理事務担当者に御相談ください。)。利害関係者を職務として訪問した際に文房具や電話などを借用することや、お茶の提供を受けることは倫理規程上の禁止行為には該当しません。

Q 職場の元上司や元同僚などのOBとの間で注意すべき点がありますか。

A OBは再就職等によって利害関係者となる場合がありますので注意が必要です。

なお、在職中から継続的に飲食や旅行を共にに行っている場合であっても、利害関係者から食事をおごってもらったり、共に旅行をすることは倫理規程違反となります。

公務員倫理のルールの概要を理解していても、自分自身が具体的な事例に直面した際に、「この事業者は利害関係者に該当するか」、「禁止行為の例外として認められるか」など、判断に迷う場合には、上司や同僚、倫理事務担当者に相談するようにしましょう。



◎ 倫理監督官の指導に従って行った行為が違反行為に該当した場合には、懲戒処分を行わないことができることとされています。

1 万円を超える飲食の届出 (倫理規程第8条)

自分で費用を負担するなど、利害関係者の費用負担によらずに利害関係者と共に飲食をする場合において、自分の飲食に要する費用が 1 万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出なければなりません。

ただし、やむを得ない事情により、事前に届出ができなかった場合は、事後速やかに届出を行わなければなりません。

なお、届け出る内容は、各府省等の倫理監督官が定めています。

※ 「やむを得ない事情」とは、次のような場合をいいます。

- 1 万円を超えない見込みであったが、実際には超えた場合
- 利害関係者はいない見込みであったが、実際には利害関係者がいた場合
- ※ 以下のような場合でも 1 万円を超える場合は届出が必要です。
 - 一次会・二次会それぞれでは 1 万円を超えないが、両者を合計すると 1 万円を超える場合
 - 同一部局で勤務した関係や研修を同時に受けた関係のある者と飲食を行う場合

☆ 以下の場合には、この届出は必要ありません。

- 多数の者（20 名程度以上）が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食する場合
- 私的な関係のある利害関係者と共に飲食する場合であって、自分又は私的な関係のある利害関係者ではない第三者が費用を負担する場合（社会通念上相当と認められる程度を超えて費用負担を受けることはできません。）

講演等に承認が必要な場合 (倫理規程第9条)

利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得ることが必要です。

※ 「講演等」とは、講演、討論、講習・研修における指導・知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ・テレビの番組への出演をいいます。

- ◎ 利害関係者から依頼されたものであっても報酬を受けないものや、利害関係者でない者から依頼されて報酬を受けるものについては、倫理監督官の承認は必要ありません。
- ◎ 倫理監督官は、報酬について、職員の職務の種類又は内容に応じ、職員に参考となるべき基準を定めることとされています。



依頼元	報酬あり	報酬なし
利害関係者	承認必要	承認不要
利害関係者以外	承認不要	承認不要

贈与等の報告 （倫理法第6条第1項、第9条 倫理規程第11条）

本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から1件5千円を超える贈与等を受けたときは、各省各庁の長等に贈与等報告書を提出しなければなりません（保存期間5年間）。

このうち、1件2万円を超えるものについては、何人でも閲覧を求めることができます。

※ 本省課長補佐級以上の職員とは、本省に勤める職員に限るものではなく、行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員など、下表に掲げる職員をいいます。（倫理法第2条第2項）

適用を受ける俸給表		対象職員
公安職(一)、医療職(二)、医療職(三)		6級以上
行政職(一)、税務職、公安職(二)、海事職(一)、福祉職		5級以上
専門行政職、研究職		4級以上
教育職(一)、医療職(一)	(注)教育職の場合は、俸給の特別調整額の受給者に限る	3級以上
教育職(二)		3級のみ
専門スタッフ職、指定職		全員
検察官俸給法		検事総長、次長検事、検事長、 検事16号以上、副検事11号以上

※ 本表に掲げる職員のほか、任期付職員／研究員、行政執行法人の職員について対象範囲を規定報告の対象となるのは、下記のうち1件5千円を超えるものです。

- 事業者等（→4ページ）から受けた贈与、飲食物の提供など
- 利害関係者に該当する事業者等から受けた講演等の報酬
- 利害関係者に該当しない事業者等から受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関するもの

☆ 宝くじの当選金や福引きの景品など、広く一般に誰でも受け取れるものについては、報告の対象としていません。

・ 5千円を超える贈与等があったとき

職員

各省各庁の長等

（贈与等の報告サイクル）

第1四半期分

第2四半期分

第3四半期分

第4四半期分

職員は、贈与等を受けた四半期の翌四半期の初日から14日以内に各省各庁の長等へ提出する

株取引等及び所得等の報告 （倫理法第7条、第8条、第9条）

本省審議官級以上の職員（指定職俸給表の適用を受ける職員等）は、前年において行った株取引等及び前年分の所得等について、各省各庁の長等に株取引等報告書、所得等報告書を提出しなければなりません（保存期間5年間）。

倫理法令違反が疑われる行為の通報

各府省等では、組織の内外に相談・通報窓口をそれぞれ設けています。また、倫理審査会では、倫理法令違反の早期発見と未然防止のため、国家公務員の倫理法令に反すると疑われる行為について情報を広く受け付ける窓口（公務員倫理ホットライン）を設置しています。

※ 連絡先等は66ページに記載してあります。

◎ 受付の対象となる通報は、この教本にあるルールに反すると疑われる行為です。匿名での通報も受け付けています。

※ 一般服務に関する非違行為（セクハラ、秘密漏えい、職務怠慢、暴言など）や、兼業、再就職規制については、倫理審査会で対応することができませんので、所属の府省等の人事担当部局に連絡してください。

Q 匿名通報したことが周囲に漏れ、不利益を受けないか心配です。

A 倫理規程では各省各庁の長等は、倫理監督官等に通報した職員が通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないよう配慮することが義務付けられています。

各府省等に設置される窓口では、通報者の氏名や個人を特定できるような情報は、窓口の担当者限りにとどめることとされており、通報の処理に従事する他の職員に、必要最小限の連絡先等の情報を伝達することも、通報者の同意がない限り行わないこととされています。

また、公務員倫理ホットラインでも、通報したことを理由として通報者が不利益を受けることがないように万全を期しており、通報いただいた内容を関係府省等に連絡するに当たっては、各府省等には通報者の個人情報とは同意がない限り伝えません。

Q 上司や自分が所属している組織の窓口には相談・通報しづらいです。

A 各府省等が組織の内部に設置する窓口や弁護士事務所等を活用して組織外に設置している外部窓口のほか、倫理審査会が設置している公務員倫理ホットラインがあります。

違反行為に関する懲戒基準

(人事院規則22-1 別表より)

	違反行為	懲戒処分の種類
1	各種報告書を提出しないこと	戒告
2	虚偽の事項を記載した各種報告書を提出すること	減給又は戒告
3	利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること	免職、停職、減給又は戒告
4	利害関係者から不動産の贈与を受けること	免職又は停職
5	利害関係者から金銭の貸付けを受けること	減給又は戒告
6	利害関係者から無償で物品の貸付けを受けること	減給又は戒告
7	利害関係者から無償で不動産の貸付けを受けること	停職又は減給
8	利害関係者から無償でサービスの提供を受けること	免職、停職、減給又は戒告
9	利害関係者から未公開株式を譲り受けること	停職又は減給
10	利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けること	減給又は戒告
11	利害関係者から遊技又はゴルフの接待を受けること	減給又は戒告
12	利害関係者から海外旅行の接待を受けること	停職、減給又は戒告
13	利害関係者から国内旅行の接待を受けること	減給又は戒告
14	利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること（遊技又はゴルフの接待を受ける場合を除く。）	戒告
15	利害関係者と共に旅行をすること（旅行の接待を受ける場合を除く。）	戒告
16	利害関係者に要求して第三者に対し3から15までの違反行為欄に掲げる行為をさせること	3から15までの違反行為に応じその右欄に掲げる懲戒処分の種類に準じて、免職、停職、減給又は戒告
17	利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること	減給又は戒告
18	利害関係者につけ回しをすること	免職、停職又は減給
19	利害関係者に該当しない事業者等につけ回しをすること	減給又は戒告
20	国の補助金等や経費により作成される書籍等又は国が過半数を買い入れる書籍等の監修又は編纂に対する報酬を受けること	免職、停職、減給又は戒告
21	他の職員が倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながらこれを受け取り又は享受すること	免職、停職、減給又は戒告
22	倫理法等違反の疑いのある事実について虚偽の申述をし又は隠ぺいすること	停職、減給又は戒告
23	部下の倫理法等違反の疑いのある事実を黙認すること	停職又は減給
24	自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が1万円を超える飲食をする場合に倫理監督官に届け出ないこと	戒告
25	自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が1万円を超える飲食をする場合に虚偽の事項を倫理監督官に届け出ること	減給又は戒告
26	倫理監督官の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行うこと	減給又は戒告

※ 職員が賄賂として供応接待又は財産上の利益の供与を受けた場合等の懲戒処分の種類は、免職又は停職となります。

※ この表は基本となる基準を示したものであり、行為の態様等によりこの基準よりも重い懲戒処分又は軽い懲戒処分が行われることがあります。

国家公務員法
(昭和22年10月21日法律第120号)(抄)

第3章 職員に適用される基準

第6節 分限、懲戒及び保障

第2款 懲戒

(懲戒の場合)

第82条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第5条第3項の規定に基づく訓令及び同条第4項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 (略)

(懲戒権者)

第84条 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。

- 2 人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することができる。

(国家公務員倫理審査会への権限の委任)

第84条の2 人事院は、前条第2項の規定による権限（国家公務員倫理法又はこれに基づく命令（同法第5条第3項の規定に基づく訓令及び同条第4項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に関して行われるものに限る。）を国家公務員倫理審査会に委任する。

MEMO



マンガで学ぶ！ 公務員倫理

～意識編～

国家公務員倫理審査会

BanBan

ルールを破ることが大好き



りんりん

国家公務員倫理審査会の
公式マスコットキャラクター。
倫理法・倫理規程を広め、職
員一人ひとりの倫理感を高め
ることを目標に活動している



QUESTION ①

公務員として求められる心構え、覚えている？

QUESTION ②

倫理法・倫理規程はなぜできた？

QUESTION ③

民間企業との付き合いで注意すべき点は？

QUESTION ④

取ろうとする行動に何か迷いがあったら？

QUESTION ⑤

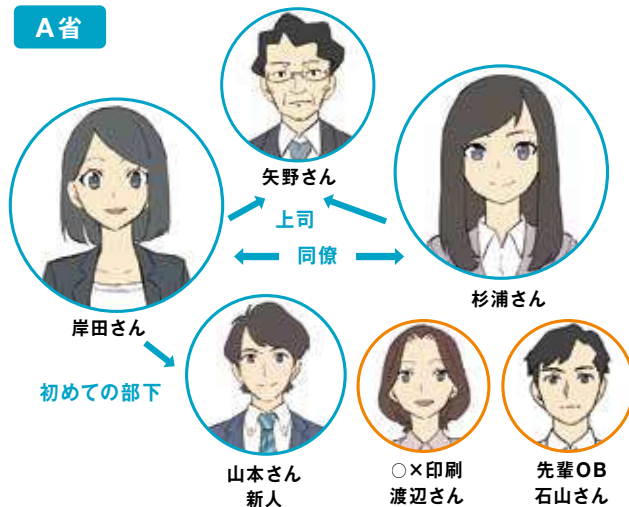
もしも禁止行為を見聞きしてしまったら？



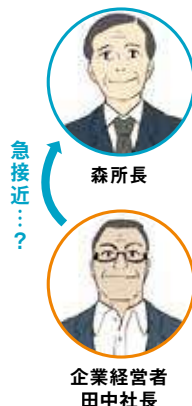
CHARACTERS

登場人物

A省



地方機関





QUESTION 1

公務員として求められる心構え、覚えている？





ANSWER ①

国家公務員は「国民全体の奉仕者」であり、
公明正大に職務に取り組む使命があります

倫理行動規準を見てみましょう！

倫理行動規準（国家公務員倫理規程第1条）

- ① 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たること
- ② 職務や地位を私的利益のために用いないこと
- ③ 国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
- ④ 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組むこと
- ⑤ 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動すること

自分自身や組織の倫理感をさらに高めるためにできることを考えてみよう

例① 倫理研修を定期的に受講しよう



例② 気になることがあれば、倫理カード
や倫理教本を確認しよう



府省、部局によっては、
職員が共通して
目指すべきミッションや
ビジョンを明確にして
いますので改めて
確認してみましょう



目指すべき
公務員像、
決意などを
書いてみよう！



公務員を志したときの初心や、仕事の意義・使命感を
折に触れて振り返ることが大切だよ





QUESTION ②

倫理法・倫理規程はなぜできた？





ANSWER ②

90年代に起きた不祥事に起因しています

不名誉な経緯から生まれた「倫理法」



かつての不祥事が
きっかけだというのは
聞いたことがあります

そうなんだ
「国家公務員倫理法」が
成立するまでを見てみよう



1995・1996年

幹部公務員を中心とした
過剰接待事件が続発



1996年

各省庁の訓令による
「倫理規程」が制定



1998年

金融不祥事事件が発生

国民の信頼確保のためには各省庁の訓令だけでは不十分とされ、
国会議員により倫理法制定に向けた動きが始まる



1999年8月

「国家公務員倫理法」成立

(2000年4月 同法及び国家公務員倫理規程 全面施行)



実際の事件に基づいて
作られているからこそ
厳しいですね

そうした教訓を生かして
一人ひとりがルールを
しっかり守ることが
大切ですね



ルールの背景や経緯を知ること、さらに理解が
深まり、違反行為の防止につながるね





QUESTION 3

民間企業との付き合いで注意すべき点は？

近くにいいお店があるんですよ
よかったらこのあと一杯どうですか？

いいですね
ぜひ一緒にさせてください！

私がこの店にお連れしたんですから
会計はまかせてください

いや～
申し訳ない

田中社長
(企業経営者)

森所長
(A省のとある地方機関の所長)

まあ田中社長は
今日初めて会った人だし
大丈夫だろう

それから森所長は
田中社長の企みも知らず
何度か接待を受ける

次も森所長の事務所と
契約をしたいから

親しくなれば
我が社に有利になるに
違いはない

数日後—

もしも
森所長！
実はですね…

田中社長の会社が
うちの〇〇係と契約関係に
あったなんて……

それじゃ田中社長は私の
利害関係者に当たるのか
知らなかった……

ぜひ次も弊社と
契約してください

弊社の社長と森所長は
とても親しくさせて
いただいていますよ

えっ!?
私の名刺を持って〇〇係に
再契約の依頼に来ているって!?

でも私は事務所の
責任者だし
知らなかったじゃ
済まされない

森所長は倫理法・倫理規程違反で
懲戒処分を受けることに…



ANSWER ③

まずは利害関係者の範囲を把握しましょう

あの人は「利害関係者」？ 確認しよう

利害関係者とは 特定の事務の相手方となる事業者等又は個人が利害関係者になります。(倫理規程第2条)

あれっ
「特定の事務」
って何だったけ？



●特定の事務とは(倫理規程第2条第1項)

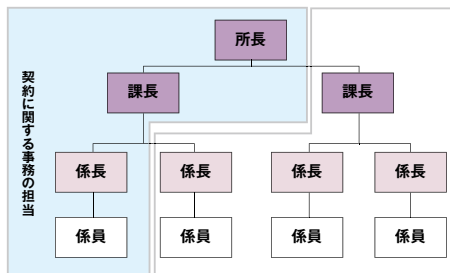
- ・許認可等(第1号)
- ・補助金等の交付(第2号)
- ・立入検査、監査又は監察(第3号)
- ・不利益処分(第4号)
- ・行政指導(第5号)
- ・事業の発達、改善及び調整に関する事務(第6号)
- ・契約(第7号)
- ・予算、級別定数、定員の査定(第8号～第10号)

落とし穴



利害関係にあたる所掌事務の範囲

(例)契約の場合



利害関係
あり

契約の申込みをする
事業者等

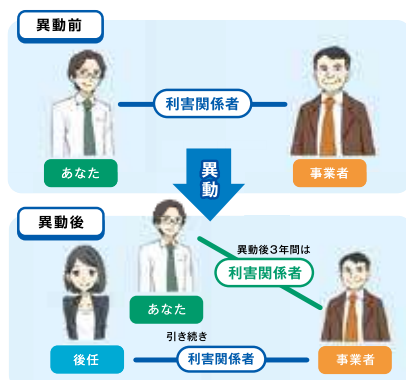
通常は利害関係なし

利害関係者に当たるか否かを判断する際の所掌事務の範囲は所長であれば自分の所全体の事務、課長であれば自分の課の事務、係長や係員であれば自分の係の事務となります

落とし穴



3年ルール



異動前の官職の利害関係者が、あなたの異動後も引き続きその官職にとつての利害関係者である場合は、異動後3年間はあなたの利害関係者となります(倫理規程第2条第2項)

自分の
利害関係者を
書き出して
みよう!



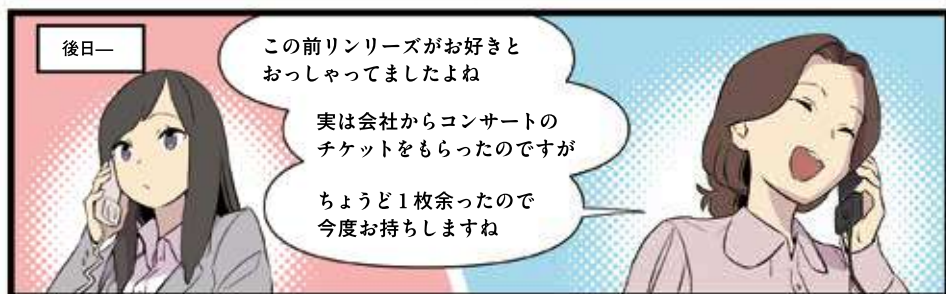
森所長の誤りは自身の利害関係者を把握していなかったこと、「初対面だし大丈夫だろう」と安易におごってもらったことだね。また、仮に利害関係者でなかったとしても要注意。社会通念上相当と認められる程度を超えた接待や贈与を受けることは禁止行為となるよ





QUESTION 4

取ろうとする行動に何か迷いがあったら？





ANSWER ④

一人で決めず、誰かに相談しましょう

自己判断で安易に金銭や物品を受け取らない

相談の 意義

1. 正しい道

多くの目に触れることで、
思い込みにより誤った道に行くこと
を事前に防ぐことができます

2. 組織風土

組織内のコミュニケーションが活性化され、また、
同僚や上司、窓口情報共有されることで、風通しの
よい組織、倫理的な組織風土を構築できます

気になることがあれば、まずは職場の上司や同僚に相談を！
(上司や同僚に相談しにくい場合は、窓口を利用しよう)



相談される 側の 心構え

1. 相談するには勇気が必要です。まずは相談してくれたことを感謝・評価しましょう
2. 相手の話を傾聴し、話しやすい雰囲気を作りましょう
3. 自分自身で勝手にストーリーを描かず、事実関係の把握・整理に努めましょう
4. 相談を受けた人も、判断に迷う場合は他の上司や同僚、窓口相談しましょう



GOOD!

相手の相談を
真摯に聞く



BAD...

後回しにする



GOOD!

上司や同僚など複数人
巻き込んで相談



BAD...

別の作業をしながら
適当に聞き流す



もしも相談しなかったらどうなっていたかな……





QUESTION 5

もしも禁止行為を見聞きしてしまったら？





ANSWER ⑤

悩まず、迷わず連絡を！

通報の意義は「早期発見」「早期解決」「更なる違反の防止」

通報の意義

- 問題の早期発見・早期対応に繋がり、重大な法令違反になる前に食い止めることができます
- 法令違反の疑いを見て見ぬ振りをしないことで、倫理的な組織風土を構築できます

あなたの所属組織の相談・通報窓口を書いておこう

相談・通報窓口

連絡先

各府省等においては組織内部の窓口だけでなく、弁護士事務所等に外部の窓口も設置されています

公務員倫理ホットライン

WEB

公務員倫理ホットライン



Eメール

rinrimail@jinji.go.jp

郵送

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3 国家公務員倫理審査会事務局 公務員倫理ホットライン宛

ホットラインはこちら！



／マンガで学ぶ！／

公務員倫理

～事例編～



杉浦さん

岸田さん

りんりん

国家公務員倫理審査会



CASE 1

仲のよい先輩 OB なら
おごってもらっても大丈夫？



CASE 2

バレンタインデーのチョコは
受け取ってもいい？



CASE 3

利害関係者との飲み会も
割り勘であれば大丈夫？



CASE 4

車の送迎を受けても大丈夫？



CASE 5

立入検査でお弁当やお茶を
提供されたら受け取ってもいい？



CASE 6

親族の葬儀で、利害関係者が
故人との関係で香典を
持参した場合は受け取ってもいい？



CASE 7

着座・座席指定なしのパーティーで
飲食物の提供を受けても大丈夫？



CASE 8

元同僚でも一緒に旅行してはダメ？



CASE1

仲のよい先輩 OB なら おごってもらっても大丈夫？



ANSWER

利害関係者から供応接待を受けてはいけません!

(倫理規程第3条第1項第6号)

どういう人が利害関係者になるの?



岸田さん



特定の事務の相手方となる事業者等又は個人が利害関係者になるよ (倫理規程第2条)

特定の事務とは (倫理規程第2条第1項)

- 許認可等 (第1号)
- 補助金等の交付 (第2号)
- 立入検査、監査又は監察 (第3号)
- 不利益処分 (第4号)
- 行政指導 (第5号)
- 事業の発達、改善及び調整に関する事務 (第6号)
- 契約 (第7号)
- 予算、級別定数、定員の査定 (第8号～第10号)



ただし、私的な関係がある場合は ①職務上の利害関係の状況 ②私的な関係の経緯及び現在の状況 ③行おうとする態様からして **国民の疑惑や不信を招くおそれがない場合のみ**、供応接待を受けることが認められているけど、これはかなり限定的だね (倫理規程第4条第1項)

「私的な関係」
の例

OK

- ・ 学生時代からの友人
- ・ 趣味のサークル仲間

NG

- ・ 職場の OB
- ・ 仕事で知り合った相手
- ・ 職務上のカウンターパート

石山先輩はそもそも職場の OB だから、いくら仲が良くて『私的な関係』にはならないわね



杉浦さん



石山先輩は

- ・ **2人が所属する課が所管する業界の会社に勤めている**から利害関係者に該当するし、
- ・ **職場のOBであって私的な関係ではない**からきちんと明朗会計で割り勘にしようね!



CASE2

バレンタインデーのチョコは 受け取ってもいい？



ANSWER

利害関係者から物品や金銭を受け取っては いけません！（倫理規程第3条第1項第1号）



ただし広く一般に配布されている記念品・宣伝用物品は受け取っても大丈夫だよ!!（倫理規程第3条第2項第1号）

「広く一般に配布されている記念品・宣伝用物品」って具体的にどういうもの？



杉浦さん



① 国家公務員以外にも幅広く配布されているか

② 記念性（〇〇記念）や宣伝性があるか

がポイントだよ！具体的には、以下のような物品だよ！

受け取って
よい例



〇〇周年と書かれた
ボールペン



社名入りの
カレンダー



今回、渡辺さんは市販のチョコを渡しているから、ポイント②に該当するとは言いづらいね

そうすると今回渡辺さんが配っているチョコは受け取れないわね



岸田さん



契約の相手方（利害関係者）から市販のチョコ（記念品・宣伝用物品ではない）を受領するのは、上記の例外には該当しないからダメなんだ



CASE3

利害関係者との飲み会も 割り勘であれば大丈夫？



一日後



ANSWER

利害関係者との飲食であっても自己の費用を負担していれば大丈夫です！



しかし、今回のように費用を負担していても、負担額が不十分である場合は、差額分の供応接待を受けたことになってしまうよ
(割り勘についての詳細はP7参照)

よかれと思って安くしたのがかえって違反になってしまうんですね



宮田さん

利害関係者と飲食を共にする際のアドバイス !!



必ず相手方に
割り勘とすることを
説明する



事前にあるいは
勘定の際に
実際の金額を確認



可能な限り
店の予約や会計を
先方任せにしない

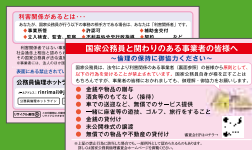


矢野さん

ちなみに20人程度以上が参加する立食パーティーの場合、自己の費用を負担しなくても参加が認められます(倫理規程第3条第2項第6号)



利害関係者に公務員側のルールを説明するのに便利なカードが、倫理審査会 HP からダウンロードできるよ！



(名刺大)



CASE4

車の送迎を受けても大丈夫？



ANSWER

利害関係者から車で送迎を受けることは 禁止されています！（倫理規程第3条第1項第4号）

ただし、以下の3つの要件を 全て満たした場合は認められます！

- ☐ 職務により訪問していること
- ☐ 利害関係者が日常的に利用している自動車であること
- ☐ 提供される自動車の利用に相当性があること

（倫理規程第3条第2項第4号）

今回の場合

- ☒ 職務による視察であること
- ☒ 先方所有の社用車であること
- ☒ 公共交通機関が限られていること

だから条件は満たしているわね



岸田さん



ちなみに ...

職務として利害関係者を訪問した際に

・ **文房具や電話**

・ **お茶などの飲み物**

の提供を受けることは CASE 1 や CASE 2 で出てきた禁止行為（贈与や供応接待）には該当しないよ



出張は色々なケースが想定されるから、行程や移動手段は
事前にしっかりとチェックしよう！



CASE5

立入検査でお弁当やお茶を
提供されたら受け取ってもいい？



ANSWER

立入検査では、ペットボトルのお茶はOK ですがお弁当の提供を受けてはいけません！

(倫理規程第3条第2項第5号及び同項第7号)

職務として出席した会議なら、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けてもよかったよね？

(倫理規程第3条第2項第7号)



岸田さん



たしかにそうだけど、立入検査や監査は「会議」には該当しないんだ！ だから、お弁当が「簡素な飲食物」だったとしても、立入検査や監査では受け取ってはダメなんだよ



ペットボトルのお茶は
もらってもよかったのかな？



杉浦さん



「職務として出席した会議その他の会合」では、利害関係者から茶菓の提供を受けることは認められているよ。立入検査は「その他の会合」には当たるから、ペットボトルのお茶は受け取っても大丈夫なんだ (倫理規程第3条第2項第5号)



利害関係者から「簡素な飲食物」を受け取ってよいのは職務として出席した「会議」に限られるんだね！



CASE6

親族の葬儀で、利害関係者が故人との関係で香典を持参した場合は受け取ってもいい？



利害関係者が故人との関係で持参した香典は受け取っても大丈夫です！

(倫理規程第3条第1項第1号)

利害関係者から香典を受け取ることは禁止されているんだよね？

(倫理規程第3条第1項第1号)



岸田さん



そのとおり！でも今回は、亡くなったお父さんとの関係で持参した香典だったから受け取っても禁止行為には該当しないんだ！

もし明らかに岸田さんとの関係で持参した香典だった場合はどうなるんだろう。今回は私が気づいていたからよかったけど、葬儀場で受付の人が誰に帰属した香典か確認するのは難しいですね



矢野さん



もし、利害関係者が職員との関係で香典を持参していたことをその場では確認できずに受け取ってしまった場合は、葬儀終了後、速やかに利害関係者に返却すれば金銭の贈与を受けたことにならないものとして取り扱うことができるんだ！



結婚式の祝儀についても、配偶者との関係で利害関係者が持参した祝儀は受け取って大丈夫だよ！ ちなみに、利害関係者が〇×会社としてではなく、個人として持参した香典や祝儀なら、贈与等報告書の提出は不要だよ！



CASE7

着座・座席指定なしのパーティーで
飲食物の提供を受けても大丈夫？



ANSWER

50人程度以上※が出席する着座・座席指定なしのパーティーなら利害関係者から飲食物の提供を受けても大丈夫です！

(倫理規程第3条第2項第6号)



多数の者が出席する立食パーティーでは、利害関係者から飲食物の提供を受けることは認められているけど、50人程度以上※が出席する着座・座席指定なしのパーティーについても、立食パーティーに準ずるものとして利害関係者から飲食物の提供を受けることが認められているんだ！

着座・座席指定ありのパーティーだとどうなるの？



岸田さん



以下の要件を全て満たす場合は認められるよ！

- ① 50人程度以上※が出席するパーティーで、組織として、又は組織の代表として出席すること
- ② 祝賀会、総会、式典・大会後の懇親会など、当該パーティーが儀礼的なものであること
- ③ 出席者の属性が利害関係者と職員に限られず多様であること（例えば他の公的機関の関係者、利害関係者ではない民間事業者や報道関係者などの出席者がいるオープンな会合であること）
- ④ その費用負担について、国家公務員のみが利益を受けるものではないこと。
また、無料である者の比率が著しく低いものではないこと（最低でも1割以上）
- ⑤ その価額が出席者の属性や会合の趣旨に照らして著しく高額なものではないこと



「立食パーティー」には直接該当しないようなものであっても、その態様から、職務の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くおそれが少ないと考えられて、立食パーティーに準じて認められる場合があるんだね！

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当分の間、20人程度以上で開催されるパーティーについても飲食物の提供を受けることが認められる場合があります。



CASE8

元同僚でも一緒に旅行してはダメ？



ANSWER

利害関係者と共に旅行してはいけません！

(倫理規程第3条第1項第8号)

まずは、利害関係者に該当するか確認！



たとえ地方公共団体であっても
「補助金の交付の相手方」は利害
関係者に該当するため、共に旅
行はできません



ちなみに遊技やゴルフも旅行と同様に自己の費用を負担した
としても利害関係者と一緒にはいけないんだ
(倫理規程第3条第1項第7号)

でも今回の旅行は杉浦さんが利害関係者になる前
から計画していたけど



岸田さん



たとえ利害関係者になる前に約束していた旅行でも、例外にはな
らないんだ

なぜ利害関係者と一緒に旅行してはいけないの？



杉浦さん



仮に職員が自己の費用を負担したとしても利害関係者との過度
の付き合いとして国民の疑惑や不信を招くおそれがあるので規
制されているものだよ
なので国民の疑惑や不信を招くおそれのない公務出張など
は例外的に認められているんだ

国家公務員倫理法（平成11年8月13日法律第129号）

最終改正：令和3年6月11日法律第61号

○目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 国家公務員倫理規程（第5条）

第3章 贈与等の報告及び公開（第6条—第9条）

第4章 国家公務員倫理審査会（第10条—第38条）

第5章 倫理監督官（第39条）

第6章 雑則（第40条—第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国家公務員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

（定義等）

第2条 この法律（第21条第2項及び第42条第1項を除く。）において、「職員」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第2項に規定する一般職に属する国家公務員（委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で常勤を要しないもの（同法第60条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める者を除く。）を除く。）をいう。

2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの（ト又はチに掲げるものについては、一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。）

イ 一般職給与法別表第1イ行政職俸給表（一）の職務の級5級以上の職員

ロ 一般職給与法別表第2専門行政職俸給表の職務の級4級以上の職員

ハ 一般職給与法別表第3税務職俸給表の

職務の級5級以上の職員

ニ 一般職給与法別表第4イ公安職俸給表

（一）の職務の級6級以上の職員

ホ 一般職給与法別表第4ロ公安職俸給表

（二）の職務の級5級以上の職員

ヘ 一般職給与法別表第5イ海事職俸給表

（一）の職務の級5級以上の職員

ト 一般職給与法別表第6イ教育職俸給表

（一）の職務の級3級以上の職員

チ 一般職給与法別表第6ロ教育職俸給表

（二）の職務の級3級の職員

リ 一般職給与法別表第7研究職俸給表の

職務の級4級以上の職員

ス 一般職給与法別表第8イ医療職俸給表

（一）の職務の級3級以上の職員

ル 一般職給与法別表第8ロ医療職俸給表

（二）の職務の級6級以上の職員

ヲ 一般職給与法別表第8ハ医療職俸給表

（三）の職務の級6級以上の職員

ワ 一般職給与法別表第9福祉職俸給表の

職務の級5級以上の職員

カ 一般職給与法別表第10専門スタッフ職

俸給表の適用を受ける職員

ヨ 一般職給与法別表第11指定職俸給表の

適用を受ける職員

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下この条において「任期付職員法」という。）第7条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員

三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員

四 検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号。以下「検察官俸給法」という。）の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの

イ 検事総長、次長検事及び検事長

ロ 検察官俸給法別表検事の項16号の俸給

月額以上の俸給を受ける検事

ハ 検察官俸給法別表副検事の項11号の俸

給月額以上の俸給を受ける副検事

五 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員であって、その職務と責任が第1号に掲げる職員に相当するものとして当該行政執行法人の長が定めるもの

- 3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。
 - 一 一般職給与法別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員
 - 一の二 任期付職員法第7条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、同表6号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの
 - 二 任期付研究員法第6条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、同表6号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの
 - 三 検察官俸給法の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの
 - イ 検事総長、次長検事及び検事長
 - ロ 検察官俸給法別表検事の項5号の俸給月額以上の俸給を受ける検事
 - 四 行政執行法人の職員であって、その職務と責任が第1号に掲げる職員に相当するものとして当該行政執行法人の長が定めるもの
- 4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。
 - 一 一般職給与法別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員
 - 一の二 任期付職員法第7条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、同表6号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの
 - 二 検察官俸給法の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの
 - イ 検事総長、次長検事及び検事長
 - ロ 検察官俸給法別表検事の項5号の俸給月額以上の俸給を受ける検事
 - 三 行政執行法人の職員であって、その職務と責任が第1号に掲げる職員に相当するものとして当該行政執行法人の長が定めるもの
- 5 この法律において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- 6 この法律の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。
- 7 行政執行法人の長は、第2項第5号、第3項第4号又は第4項第3号の規定により当該行政執行法人における本省課長補佐級以上の職員、指定職以上の職員又は本省審議官級以上の職員を定めたときは、その範囲を公表しなければならない。

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第3条 職員は、国民全体の奉仕者であり、国

民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対して不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

- 2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
 - 3 職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- （国会報告）

第4条 内閣は、毎年、国会に、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 国家公務員倫理規程

- 第5条 内閣は、第3条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令（以下「国家公務員倫理規程」という。）を定めるものとする。この場合において、国家公務員倫理規程には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。
- 2 内閣は、国家公務員倫理規程の制定又は改廃に際しては、国家公務員倫理審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官及び警察庁長官並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。以下同じ。）は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、当該各省各庁に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができる。
- 4 行政執行法人の長は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、当該行政執行法人の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めることができる。
- 5 行政執行法人の長は、前項の規則を定めたときは、これを主務大臣（独立行政法人通則法第68条に規定する主務大臣をいう。）に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 6 内閣は、国家公務員倫理規程、第3項の訓

令及び第4項の規則の制定又は改廃があったときは、これを国会に報告しなければならない。

第3章 贈与等の報告及び公開

(贈与等の報告)

第6条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において本省課長補佐級以上の職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限り)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、各省各庁の長等(各省各庁の長及び行政執行法人の長をいう。以下同じ。)又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実

三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

四 前3号に掲げるもののほか国家公務員倫理規程で定める事項

2 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書(指定職以上の職員に係るものに限り、かつ、第9条第2項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。)の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

(株取引等の報告)

第7条 本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。)の取得又は譲渡(本省審議官級以上の職員である

間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。)について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、3月1日から同月31日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

2 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

(所得等の報告)

第8条 本省審議官級以上の職員(前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であったものに限る。)は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、3月1日から同月31日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実)

イ 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。)

ロ 各種所得の金額(退職所得の金額(所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額をいう。)及び山林所得の金額(同法第32条第3項に規定する山林所得の金額をいう。)を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書(国税通則法(昭和37年法律第66号)第2条第6号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。)の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第1号イ又はロに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

- 3 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、第1項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し(以下「所得等報告書等」という。)の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

(報告書の保存及び閲覧)

第9条 前3条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等は、これらを受理した各省各庁の長等又はその委任を受けた者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ国家公務員倫理審査会が認めた事項に係る部分については、この限りでない。

- 一 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの
- 二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

第4章 国家公務員倫理審査会

(設置)

第10条 人事院に、国家公務員倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務及び権限)

第11条 審査会の所掌事務及び権限は、第5条第3項及び第4項、第9条第2項ただし書、第39条第2項並びに第42条第3項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 国家公務員倫理規程の制定又は改廃に関して、案をそなえて、内閣に意見を申し出ること。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令(第5条第3項の規定に基づく訓令及び同条第4項の規定に基づく規則を含む。以下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成及び変更に関すること。
- 三 職員の職務に係る倫理の保持に関する事

項に係る調査研究及び企画を行うこと。

- 四 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うこと。

五 国家公務員倫理規程の遵守のための体制整備に関し、各省各庁の長等に指導及び助言を行うこと。

六 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の審査を行うこと。

七 この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に関し、任命権者(国家公務員法第55条第1項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、調査を求め、その経過につき報告を求め及び意見を述べ、その行う懲戒処分につき承認をし、並びにその懲戒処分の概要の公表について意見を述べること。

八 国家公務員法第17条の2の規定により委任を受けた権限により調査を行うこと。

九 任命権者に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう求めること。

十 国家公務員法第84条の2の規定により委任を受けた権限により職員を懲戒手続に付し、及び懲戒処分の概要の公表をすること。

十一 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき審査会に属させられた事務及び権限

(職権の行使)

第12条 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第13条 審査会は、会長及び委員4人をもって組織する。

2 会長及び委員は、非常勤とすることができる。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会長及び委員の任命)

第14条 会長及び次項に規定する委員以外の委員は、人格が高潔であり、職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、職員(検察官を除く。)としての前歴を有する者についてはその在職期間が20年を超えないもののうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員のうち1人は、人事官のうちから、内閣が任命する者をもって充てる。

3 会長又は前項に規定する委員以外の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合におい

て、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第1項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は前項に規定する委員以外の委員を任命することができる。

- 4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣は、直ちに、その会長又は第2項に規定する委員以外の委員を罷免しなければならない。

(会長及び委員の任期)

第15条 会長及び委員の任期は、4年とする。

- 2 人事官としての残任期間が4年に満たない場合における前条第2項に規定する委員の任期は、前項の規定にかかわらず、当該残任期間とする。

- 3 補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 会長及び委員は、再任されることができる。

- 5 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第16条 会長又は委員(第14条第2項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第18条第2項及び第3項並びに第19条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他会長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第17条 内閣は、会長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その会長又は委員を罷免しなければならない。

(服務)

第18条 会長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 会長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

- 3 常勤の会長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事して

はならない。

(給与)

第19条 会長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第20条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、会長及び2人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、第13条第4項に規定する委員は、会長とみなす。

(事務局)

第21条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

- 4 審査会の事務に従事する者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査の端緒に係る任命権者の報告)

第22条 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

(任命権者による調査)

第23条 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料して当該行為に関して調査を行おうとするときは、審査会にその旨を通知しなければならない。

- 2 審査会は、任命権者に対し、前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

- 3 任命権者は、第1項の調査を終了したときは、遅滞なく、審査会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

第24条 審査会は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該行為に関する調査を行うよう求めることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の調査について準用する。

(共同調査)

第25条 審査会は、第23条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認め

るときは、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に関し、当該任命権者と共同して調査を行うことができる。この場合においては、審査会は、当該任命権者に対し、共同して調査を行う旨を通知しなければならない。

(任命権者による懲戒)

第26条 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の承認を得なければならない。

(任命権者による懲戒処分の概要の公表)

第27条 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表(第7条第1項の株取引等報告書中の当該懲戒処分に係る株取引等についての部分の公表を含む。以下同じ。)を行うことができる。

2 審査会は、任命権者が前項の懲戒処分を行った場合において、特に必要があると認めるときは、当該任命権者に対し、当該懲戒処分の概要の公表について意見を述べることができる。

(審査会による調査)

第28条 審査会は、第22条の報告又はその他の方法により職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料する場合であって、職員の職務に係る倫理の保持に関し特に必要があると認めるときは、当該行為に関する調査の開始を決定することができる。この場合においては、審査会は、あらかじめ、当該調査の対象となる職員の任命権者の意見を聴かなければならない。

2 審査会は、前項の決定をしたときは、同項の任命権者にその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、前項の通知を受けたときは、審査会が行う調査に協力しなければならない。

4 任命権者は、第2項の通知を受けた場合において、第1項の調査の対象となっている職員に対する懲戒処分又は退職に係る処分を行おうとするときは、あらかじめ、審査会に協議しなければならない。ただし、次条第1項の規定により懲戒処分の勧告を受けたとき又は第31条の規定により通知を受けたときは、この限りでない。

(懲戒処分の勧告)

第29条 審査会は、前条の調査の結果、任命権者において懲戒処分を行うことが適当であると思料するときは、任命権者に対し、懲戒処分を行うべき旨の勧告をすることができる。

2 任命権者は、前項の勧告に係る措置について、審査会に対し、報告しなければならない。

(審査会による懲戒)

第30条 審査会は、第28条の調査を経て、必要があると認めるときは、当該調査の対象となっている職員を懲戒手続に付することができる。

(調査終了及び懲戒処分の通知)

第31条 審査会は、第28条の調査を終了したとき又は前条の規定により懲戒処分を行ったときは、その旨及びその内容を任命権者に通知するものとする。

(審査会による懲戒処分の概要の公表)

第32条 審査会は、第30条の規定により懲戒処分を行った場合において、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

(刑事裁判との関係の特例)

第33条 この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に係る懲戒手続に関する国家公務員法第85条の規定の適用については、同条中「人事院」とあるのは、「国家公務員倫理審査会」とする。

(秘密を守る義務の特例)

第34条 審査会が行う調査に関する国家公務員法第100条第4項の規定の適用については、同項中「人事院」とあるのは「国家公務員倫理審査会」と、「調査又は審理」とあるのは「調査」とする。

(関係行政機関に対する協力要求)

第35条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(人事院規則制定の要求)

第36条 審査会は、その所掌する事務について、人事院に対し、案をそなえて、人事院規則の制定を求めることができる。

(人事院の報告聴取等)

第37条 人事院は、人事行政の公正の確保のため必要があると認めるときは、審査会に報告を求め、又はこれに対し意見を述べることができる。

(人事院規則への委任)

第38条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第5章 倫理監督官

第39条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院並びに各行政執行法人(以下「行政機関等」という。)に、それぞれ倫理監督官1人を置く。

2 倫理監督官は、その属する行政機関等の職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、審査会の指示に従い、当該行政機関等の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行う。

第6章 雑則

第40条 削除

(行政執行法人の職員に関する特例)

第41条 第4章の規定は、行政執行法人の職員(管理又は監督の地位にある者のうち人事院規則で定める官職にあるものを除く。)には、適用しない。

2 第4章の規定の適用を受ける行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第2号の職員に対する同法第37条第1項第1号の規定の適用については、同号中「第3条第2項から第4項まで、第3条の2」とあるのは「第3条第2項から第4項まで(職務に係る倫理の保持に関する事務を除く。)」と、「第17条、第17条の2」とあるのは「第17条(職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものを除く。)」と、「第84条第2項、第84条の2」とあるのは「第84条第2項(国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)又はこれに基づく命令(同法第5条第3項の規定に基づく訓令及び同条第4項の規定に基づく規則を含む。))に違反する行為に関して行われるものを除く。)」と、「第100条第4項」とあるのは「第100条第4項(第17条の2の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。)」とする。

(特殊法人等の講ずる施策等)

第42条 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。)、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人であって行政執行法人以外のものその他これらに準ずるものとして政令で定める法人のうち、そ

の設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律において、役員、職員その他の当該法人の業務に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされ、かつ、政府の出資を受けているもの(以下「特殊法人等」という。))は、この法律の規定に基づく国及び行政執行法人の施策に準じて、特殊法人等の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようにしなければならない。

2 各省各庁の長は、その所管する特殊法人等に対し、前項の規定により特殊法人等が講ずる施策について、必要な監督を行うことができる。

3 審査会は、各省各庁の長に対し、第1項の規定により特殊法人等が講ずる施策について、報告を求め、又は監督上必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(地方公共団体等の講ずる施策)

第43条 地方公共団体及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人は、この法律の規定に基づく国及び行政執行法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(この法律の所掌)

第44条 この法律に基づく職員の職務に係る倫理の保持に関する内閣総理大臣の所掌する事務は、第4条、第5条第6項、第14条、第17条及び第18条第3項に定める事務に関するもののほか、国家公務員倫理規程並びに第42条第1項及び次条の政令に関するものに限られるものとする。

2 前項に定めるもの及びこの法律中他の機関が行うこととされるもののほか、この法律に基づく職員の職務に係る倫理の保持に関する事務は、審査会の所掌に属するものとする。

(政令への委任)

第45条 この法律に定めるもののほか、この法律(第4章を除く。)の実施に関し必要な事項は、審査会の意見を聴いて、政令で定める。

(罰則)

第46条 第18条第1項又は第21条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。

国家公務員倫理規程
(平成12年3月28日政令第101号)

(倫理行動規準)

第1条 職員(国家公務員倫理法(以下「法」という。))第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。))は、国家公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第1号から第3号までに掲げる法第3条の倫理原則とともに第4号及び第5号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやすくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第2条 この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各省各庁の長(法第5条第3項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。))が訓令(同項に規定する訓令をいう。以下同じ。))で又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人(以下「行政執行法人」という。))の長が規則(法第5条第4項に規定する規則をいう。以下同じ。))で定める

者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者(当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。))を除く。

- 一 許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等をいう。))をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等(法第2条第5項に規定する事業者等及び同条第6項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。))、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(同条第6項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。))及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 二 補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等をいう。以下同じ。))を交付する事務 当該補助金等(当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第4項第1号に掲げる間接補助金等を含む。))の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 三 立入検査、監査又は監察(法令の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。))をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- 四 不利益処分(行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。))をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
- 五 行政指導(行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。))をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- 六 内閣府、デジタル庁又は各省が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務(前各号に掲げる事務を除く。)) 当該事業を行っている事業者等
- 七 国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法(昭和22年法律第35号)第29条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する行政執行法人の業務に係る契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込み

をしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

八 財政法(昭和22年法律第34号)第18条第1項の規定による必要な調整に関する事務 当該調整を受ける国の機関

九 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第8条第1項の規定による職務の級の定数の設定若しくは改定に関する事務若しくは当該設定若しくは改定に係る同項に規定する意見を述べることに係る事務又は同条第2項の規定による職務の級の定数の設定若しくは改定に関する事務 これらの設定又は改定を受ける国の機関

十 内閣法(昭和22年法律第5号)第12条第2項第14号の規定による定員の設置、増減及び廃止に関する審査に関する事務 当該審査を受ける国の機関

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の官職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該官職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該官職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその官職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(禁止行為)

第3条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。

二 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。

三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

五 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に

規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。

六 利害関係者から供応接待を受けること。

七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

八 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。

九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

二 多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。))。

五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、職員(同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第4条 職員は、私的な関係(職員としての身

分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であつて、利害関係者に該当するものととの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第9号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。

- 2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督官(法第39条第1項の倫理監督官をいう。以下同じ。)に相談し、その指示に従うものとする。
- 3 第1項の「職員としての身分」には、職員が、任命権者の要請に応じ特別職国家公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82条第2項に規定する特別職国家公務員等をいう。以下同じ。)となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続きいて当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続きいて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)における特別職国家公務員等としての身分を含むものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第5条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合せなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第6条 職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は編纂に對する報酬を受けてはならない。

一 補助金等又は国が直接支出する費用(行政執行法人の職員にあっては、その属する

行政執行法人が支出する給付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。)又は直接支出する費用)をもって作成される書籍等(国の機関(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。)の職員にあってはその属する国の機関が所管する行政執行法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもって作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該行政執行法人以外の行政執行法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。)

二 作成数の過半数を当該職員の属する国の機関又は行政執行法人において買い入れる書籍等(国の機関の職員にあってはその属する国の機関及び当該国の機関が所管する行政執行法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を、行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法人を所管する国の機関及び当該国の機関が所管する行政執行法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。)

- 2 前項の規定の適用については、独立行政法人国立公文書館は内閣府本府が所管するものとみなす。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第7条 職員は、その属する国の機関又は行政執行法人の他の職員の第3条又は前2条の規定に違反する行為によって当該他の職員(第3条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

- 2 職員は、国家公務員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他当該職員の属する行政機関等(法第39条第1項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。)において職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する行政機関等の他の職員が法若しくは法に基づく命令(訓令及び規則を含む。以下同じ。)に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠

べいしてはならない。

- 3 法第2条第3項に規定する指定職以上の職員並びに一般職の職員の給与に関する法律第19条の3第1項の規定による管理職員特別勤務手当を支給される職員であって同法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額を支給されるもの及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督官が定めるものは、その管理し、又は監督する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第8条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督官が定める事項を倫理監督官に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- 一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
- 二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第9条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(国家公務員法第104条の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない。

- 2 倫理監督官は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、職員の職務の種類又は内容に応じて、職員に参考となるべき基準を定めるものとする。

(倫理監督官への相談)

第10条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第3条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督官に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第11条 法第6条第1項の国家公務員倫理規

程で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- 一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- 二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

- 2 法第6条第1項第4号の国家公務員倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 贈与等(法第6条第1項に規定する贈与等をいう。以下同じ。)の内容又は報酬(同項に規定する報酬をいう。以下同じ。)の内容
- 二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する行政機関等との関係

- 三 法第6条第1項第1号の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠

- 四 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)

- 五 法第2条第6項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)

(報告書等の送付期限)

第12条 法第6条第2項、第7条第2項又は第8条第3項の規定による送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第13条 法第9条第2項に規定する贈与等報告書(法第6条第1項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。)の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

- 2 贈与等報告書の閲覧は、各省各庁の長等(法第6条第1項に規定する各省各庁の長等をいう。以下同じ。)又は法第9条第2項の規定によりその委任を受けた者が指定する場所で行わなければならない。

- 3 前2項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、国家公務員倫

理審査会の同意を得て、各省各庁の長等が定めるものとする。

- 4 法第9条第2項ただし書の規定による国家公務員倫理審査会の認定の申請は、各省各庁の長等又は同項の規定によりその委任を受けた者が、書面でこれをしなければならない。

(各省各庁の長等の責務)

第14条 各省各庁の長等は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 法第5条第3項又は第4項の規定に基づき、必要に応じて、訓令又は規則を制定すること。
- 二 贈与等報告書、法第7条第1項に規定する株取引等報告書及び法第8条第3項に規定する所得等報告書等(以下「報告書等」という。)の受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の当該各省各庁又は行政執行法人に属する職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 三 当該各省各庁又は行政執行法人に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- 四 当該各省各庁又は行政執行法人に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- 五 研修その他の施策により、当該各省各庁又は行政執行法人に属する職員の倫理感の醸成及び保持に努めること。

(倫理監督官の責務等)

第15条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 その属する行政機関等の職員からの第4条第2項又は第10条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- 二 その属する行政機関等の職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 その属する各省各庁の長等を助け、その属する行政機関等の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 四 法又は法に基づく命令に違反する行為があった場合にその旨をその属する行政機関等に係る内閣法という主任の大臣(倫理監督官が、法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている委員会に属す

る場合にあっては委員長とし、会計検査院又は人事院に属する場合にあってはそれぞれ会計検査院長又は人事院総裁とし、行政執行法人に属する場合にあっては当該行政執行法人の主務大臣(独立行政法人通則法第68条に規定する主務大臣をいう。)とする。)に報告すること。

- 2 倫理監督官は、その属する行政機関等の職員に、法又はこの政令に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(地方警務官に関する特例)

第16条 警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官(以下単に「地方警務官」という。)について法及びこの政令の規定を適用する場合には、法及びこの政令の規定において、「各省各庁の長」とは国家公安委員会をいうものとし、「訓令」とは国家公安委員会規則をいうものとし、「倫理監督官」とは次項の指名を受けた者をいうものとする。

- 2 国家公安委員会は、地方警務官の職務に係る倫理の保持を図るため、警察庁に属する職員のうちから、地方警務官に係る法及びこの政令に定める倫理監督官の職務を行うべき者として1人を指名するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、地方警務官についての法の規定の適用については、法第5条第3項中「当該各省各庁に属する職員」とあり、並びに法第39条第2項中「その属する行政機関等の職員」とあり、及び「当該行政機関等の職員」とあるのは、「地方警務官」とする。

- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、地方警務官についての第6条第1項並びに第7条第1項及び第2項の規定の適用については、これを警察庁の職員とみなす。

- 5 第1項、第2項及び前項に定めるもののほか、地方警務官についてのこの政令の規定の適用については、第2条第1項第2号中「補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等をいう。以下同じ。)」とあるのは「補助金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2の規定により普通地方公共団体が支出する補助金をいう。)」と、「補助金等(当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第4項第1号に掲げる間接補助金等を含む。の)」とあり、及び「補助金等の」とあるのは「補助金の」と、同項第7号中「若しくは会計法(昭和22年法律第35号)第29条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する行政執行法人の業務に係る契約に関する事務」とあるのは「、会計法(昭和22年法律第35号)第29条に規定する契約に関する事務又は地方自治法第234条第

1 項に規定する契約に関する事務」と、第 6 条第 1 項第 1 号中「補助金等又は」とあるのは「補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいう。以下同じ。)又は」と、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」とあるのは「同法」と、第14条第 2 号から第 5 号までの規定中「当該各省各庁又は行政執行法人に属する職員」とあり、並びに前条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 2 項中「その属する行政機関等の職員」とあるのは「地方警務官」と、同条第 1 項第 3 号中「その属する各省各庁の長等を助け」とあるのは「国家公安委員会を補佐し」とする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第 1 条 この政令は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

※復興庁組織令(平成24年政令第22号)第 7 条により、倫理規程第 2 条第 1 項第 6 号及び第 6 条第 1 項第 1 号中の「デジタル庁」は、「デジタル庁、復興庁」と読み替えられています。

※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令(平成11年政令第 279号)第 5 条により、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律117号)第78条第 1 項に規定する国派遣職員は、倫理規程第 4 条第 3 項の規定の適用について、国家公務員法第82条第 2 項に規定する特別職国家公務員等とみなされます。



国家公務員倫理に関するポスターについて

国家公務員倫理審査会では、毎年12月を「国家公務員倫理月間」とし、その期間中、倫理審査会及び各府省等において各種取組を実施しているほか、国家公務員と接する機会のある事業者等に対する啓発活動を行っています。

令和6年度は、職員向けと事業者向けの標語の募集を行い、職員向け標語については6,946点、事業者向け標語については1,671点の応募がありました。それぞれ、最優秀作品に選ばれた標語「『おかしいな』気づける知識と 話せる職場」（職員向け、海上保安庁敦賀海上保安部巡視船ほか 田邊慎也さん）、「その気遣い 組織が違えば ルール違反」（事業者向け、海上保安庁宇和島海上保安部 二宮虎幸さん）をポスターにして、各府省等の執務室や廊下、駅、バス車中のほか、経済団体等に掲示していただきました。また、倫理月間に併せて、全国16駅（札幌駅、新千歳空港駅、地下鉄仙台駅、盛岡駅、東京駅、浦和駅、名古屋駅、浜松駅、大阪駅、京都駅、広島駅、岡山駅、高松駅、松山駅、博多駅、鹿児島中央駅）ではデジタルサイネージ（電子看板）での事業者向けポスターの掲示も行いました。



国家公務員倫理に関するポスター（令和6年度）
（左：職員向け、右：事業者向け）

ポスターにはメッセージ記載欄があって、
各課室の責任者が職員に向けて倫理保持
や倫理意識の向上を促すメッセージや

思いを書いたよ！
ぜひ注目してみてね。



贈 与 等 報 告 書
(金 銭 ・ 物 品 の 贈 与 又 は 供 応 接 待 関 係)

(各省各庁の長等) _____ 殿

所属 部局		氏 名	(☐ 指定職以上の職員に該当する)
官職			

贈与等により利益を受けた年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

贈与等により受けた利益の基因となった事実及び内容

☐ 会合等への出席(供応接待等) { 基因となった会合名: 内容:	)
☐ その他の贈与 (※講演料等の支払については、「報酬等の支払関係」の様式を使用すること) { 基因となった事実: 内容:	

贈与等により受けた利益の価額

円 (税込)

上欄に推計した額を記載している場合にあっては、その推計の基となる金額の確認方法

金銭・物品等の場合	供応接待の場合
☐ 商品又はサービスの一般市場価格に依拠(カタログや料金表等の価格) ☐ 類似品や類似規格品の一般市場価格に依拠(カタログや料金表等の価格)	☐ 主催者側から聴取(総額を確認し、出席者数で等分) ☐ 店側から聴取(総額を確認し、出席者数で等分) ☐ 招待者以外に会費を払った者から聴取(案内状等に記載の価格) ☐ 飲食店等の料金表に依拠(店舗やインターネット等の料金表記載の価格)
☐ その他 ※上記方法による確認ができない場合は理由を記すとともに、その推計の根拠となる資料を可能な限り添付すること 理由: _____	

供応接待を受けた場合にあっては、その場所の名称及び住所並びにその場に居合わせた者の人数及び職業

場所の名称 : (_____)

住 所 : (_____)

☐ 多数の者(20名程度以上)が出席した立食パーティー等の場合(この場合は次の「その他の場合」の欄は記入不要)
 人数(概数) : _____ 名

☐ その他の場合
 形式: ☐ 立食 ☐ 着座 (座席指定の有無: ☐ あり ☐ なし)
 人数 : _____ 名

{ 主な参加者(具体的な職業等): _____ }

贈与等をした事業者等の名称及び住所

{ 事業者等の名称: _____ }

{ 事業者等の住所: _____ }

※国家公務員倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等をした場合のみ

{ 役員等の役職又は地位:
 氏名: _____ }

贈与等をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関との関係

{ 所属行政機関との関係:
 職務との関係: _____ }

☐ 利害関係なし
☐ 利害関係あり(国家公務員倫理規程第2条第1項 _____ 号該当)

(注) 1 贈与等1件につき、1枚に記入すること。
 2 講演料等の支払関係の報告をする場合は、「報酬等の支払関係」の様式を使用すること。

贈 与 等 報 告 書
(報 酬 の 支 払 関 係)

(各省各庁の長等) _____ 殿

所属 部局		氏 名	(☐ 指定職以上の職員に該当する)
官職			

報酬の支払を受けた年月日	年 月 日
報酬の支払の基因となった事実及び内容	
☐ 講演 (題名・内容: 年月日、場所等:) ☐ 討論又は座談会 (討論会名等・内容: 年月日、場所等:) ☐ 著述 (☐ 原稿料の場合(原稿の枚数等×単価で計算されるもの) (著述物の名称: 内容等:) (☐ 印税の場合(書籍の定価×発行部数×使用料率で計算されるもの) (著述物の名称: 内容等:) ☐ 監修又は編さん (監修・編さん物名等:) ☐ TV又はラジオ放送番組への出演 (番組名等・内容: 出演日、場所等:) ☐ その他(講習、研修、知識の教授等) (名称・内容: 年月日、場所等:)	
支払を受けた報酬の価額	
円(税込、源泉徴収差引き前) (講演等の時間数: 時間 分) (原稿枚数(400字詰原稿用紙換算): 枚)	
報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
(事業者等の名称:) (事業者等の住所:)	
報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関との関係	
(所属行政機関との関係: 職務との関係: ☐ 利害関係なし ☐ 利害関係あり(国家公務員倫理規程第2条第1項 号該当) ↳ ☐ 事前に倫理監督官の承認あり	

(注) 1 報酬の支払1件につき、1枚に記入すること。
2 物品・金銭の贈与又は供応接待の報告をする場合は、「金銭・物品の贈与又は供応接待関係」の様式を使用すること。

～判断に迷ったとき、何かおかしいと気付いたときは、上司や相談・通報窓口にご相談しましょう～

あなたの所属組織の相談・通報窓口

(連絡先を記載してください)

内部窓口

外部窓口

公務員倫理ホットライン

～ 匿名での相談・通報も受け付けています ～

この教本にあるルールに反すると疑われる行為に気付かれた方は公務員倫理ホットラインへ御連絡ください。

通報したことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けることがないように万全を期しています。

【WEB】

公務員倫理ホットライン

検索

【メール】

rinrimail@jinji.go.jp

【郵 送】

〒100-8913

東京都千代田区霞が関 1-2-3

国家公務員倫理審査会事務局 公務員倫理ホットライン 宛



<https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho.html>

倫理行動規準（倫理規程第1条より）

- 一 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

倫理法・倫理規程の概要や具体的な事例については
YouTubeでも掲載しています。



<https://www.youtube.com/user/koumuinrinri>

日々の業務遂行や日常生活の場面で、判断に迷ったとき、
何かおかしいと思ったときは、立ち止まってこの教本で確認してください。
そのために、各自でこの教本を保管しておいてください。



（令和7年4月）

リサイクル適性 **A**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。